

事務連絡
令和7年3月28日

各都道府県担当部局
(財政担当課、財産管理担当課、市区町村担当課、林政担当課扱い)
各都道府県議会事務局
各指定都市担当部局
(財政担当課、財産管理担当課、林政担当課、財産区担当課扱い)
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治行政局行政課

地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第94号。以下「改正令」という。）が本日公布されました。

改正令は、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）別表第5に規定する少額随意契約の基準額を引き上げることとともに、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、普通財産である土地を信託することができる目的に森林の施業・管理を追加すること等を内容とするものです。

貴団体におかれては、下記事項に御留意の上、適切に対応されるとともに、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 少額随意契約の基準額の引上げに関する事項

一 自治令第167条の2第1項第1号において、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額（基準額）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき、随意契約によることが可能とされているところ、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から踏まえ、基準額を引き上げることとされたこと。（自治令第167条の2第1項第1号及び別表第5関係）

二 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「公企令」という。）

第21条の13第1項第1号において、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額（基準額）の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするときは、随意契約によることが可能とされているところ、最近の物価上昇等を踏まえ、基準額を引き上げることとされたこと。（公企令第21条の13第1項第1号及び別表第1関係）

三 自治令の財務に関する規定を準用している合併特例区について、所要の規定の整備を行うものとされたこと。（市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第50条第1項関係）

第二 普通財産である土地の信託目的の拡大に関する事項

普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託することができる目的として、信託された土地において、森林の施業を行い、かつ、当該土地の管理又は処分を行うことが追加されたこと。（自治令第169条第1項第2号関係）

第三 その他の事項

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行ったこと。（自治令第174条の49の2第1項関係）

第四 施行期日

改正令は、令和7年4月1日から施行するものとされたこと。ただし、第二に関する規定については公布の日から、第三に関する規定については児童福祉法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月1日）から施行するものとされたこと。